平成２７年（フ）第１４７６号
北海道恵庭市中島町１丁目４番地６　（エクセレントパートⅡ２－Ｆ号）
債務者　初馬　浩一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８７号
札幌市東区北40条東６丁目４番20号　ピアス40－304号
債務者　大橋　　靖
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０３号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目３番40－102号
債務者　神子田千鶴
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１０号
札幌市北区新川３条５丁目８番３号　ハルニレハイツ203号
債務者　佐々木由紀惠
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１４号
札幌市清田区清田６条２丁目20番３号　ハイツブローニュー２－103号
債務者　雪田　真美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９１号
札幌市豊平区豊平６条10丁目２番２－106号
債務者　山口裕見子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
北海道士別市東丘２丁目４番４－305号　東山団地
債務者　鎌田貴代美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第２０号
北海道名寄市字大橋75番地１
債務者　阿部はるみ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１７号
埼玉県秩父市上宮地町23番５号　ミザワハイツ１－３
債務者　大濱　和男
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
千葉県香取郡多古町井戸山1365番地109
債務者　前楯　佳苗
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６３号
新潟県燕市仲町５番38号
債務者　熊谷　松枝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第９０号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ822
債務者　的場　大祐
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第９１号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ822
債務者　的場　美帆
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２７１号
静岡県伊東市宇佐美1702番地の１　中村アパート２Ｆ－２号
債務者　端山　　進
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６４５号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番23－102号
債務者　花山　俊章
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８８号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目６番４号、前住所大阪府泉大津市式内町３番３号
債務者　福田　彰子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９４号
堺市北区東雲東町３丁７番20号　グリフィンドール106号
債務者　丸山　　智
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係